

議会運営委員会

令和3年1月8日（金曜日）午前10時00分開会

出席委員（8名）

委員長 相馬 剛
委員 山形 紀弘
委員 田村 正宏
委員 眞壁 俊郎

副委員長 齊藤 誠之
委員 中里 康寛
委員 鈴木 伸彦
委員 玉野 宏

欠席委員（なし）

オブザーバー（3名）

議長 吉成 伸一
議員 森本 彰伸

副議長 松田 寛人

説明のための出席者（なし）

出席議会事務局職員

事務局長 増田 健造
議事課長補佐
兼庶務係長 印南 恵子
主査 鎌田 栄治

議事課長 小平 裕二
議事調査係長 佐々木 玲男奈

議事日程

1. 開会
2. 挨拶
 - ・委員長
3. 協議事項
 - (1)通年議会の導入について
 - (2)代表質問・一般質問のあり方について
 - (3)その他
4. 閉会

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○相馬委員長 皆さん、新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。

本年初の議会運営委員会となります。委員の皆様には、何かとお忙しい中、御出席をいただき、ありがとうございます。

ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

◎委員長挨拶

○相馬委員長 さて、昨年より続いております新型コロナウイルス感染症は、年末年始にさらに拡大するという状況になってしまいました。本日、1都3県に緊急事態宣言が出されたところでございます。この地域におきましても例外ではないというふうに思うところでございます。この当議会もリモート会議というものを本格的に実施していくような状況になるのではないかなというところも考えているところでございます。一旦、やはり12月、私もそうなんですが、若干気の緩み等があったというような報道が多くされております。そうした上で、私たち1人1人がこの感染症対策を十分に意識しながら、新しい日常というものをつくっていかねばならないのかなというふうに考えるところでございます。

さて、本日は次第のとおり、通年議会の導入に関わる内容が主でございますので、オブザーバーとしまして議会活性化特別委員会、森本委員長に御出席をいただき、導入に係る内容及び日程等を協議、決定していきたいと思ひます。

委員の皆様には、円滑な委員会運営に御協力いただきますようお願いを申し上げまして、開会の

挨拶とさせていただきます。

◎協議事項

○相馬委員長 それでは、3の協議事項に入ります。

(1)通年議会の導入について。

通年議会の導入については、およそ2年間、議会活性化特別委員会で検討していただきました。検討結果については資料がございますので、事務局より説明をお願いいたします。

係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、私のほうから特別委員会での通年化に関する検討結果について、まず検討結果、それから運営について、そして例規等の改正についての順で御説明をさせていただきますと思ひます。

まず、通年議会の検討結果でございますが、こちらの資料を御覧いただければと思ひます。

検討結果といたしまして、導入に当たっての根拠法令でございますが、地方自治法102条2項、いわゆる先行自治体パターンで、長の招集は年に1回という形になります。

会期は、5月から4月でございます。

会議の基準ですが、これまでの開催パターン年4回の定例会、2年に1度に相当する会議を踏襲することといたします。

そのほかの運用につきましては、別紙、別途御説明をさせていただきます。

一事不再議でございますが、会期が1年になりますので、その間、一事不再議ということにならないように会議規則の改正によって対応いたします。改正内容については、別途御説明をさせていただきます。

長の専決処分ですが、通年議会となることで基

本的に地方自治法179条、議会を招集する時間的余裕がないという事態があり得ないので、その部分につきましては専決処分を一定程度認めましょうということで、こちらにつきましても別途御説明をさせていただきます。

6の発言の訂正の期限でございますが、こちらにつきましても、一定の会議期間が終了するまで、臨時会議であれば臨時会議が閉会するまでという形にします。

議会運営委員会の開催日ですが、こちらにつきましては現行どおり、定例会では1週間前を基本とするというものでございます。

陳情、請願の提出期限ですが、こちらも現行どおり議会運営委員会の3日前。

執行部の出席の範囲ですが、必要な人員の出席を求めますが、具体的に全部長出席してくださいというような具体的な範囲の要求はしないいたします。

臨時会議での一般質問の可否ですが、現行のとおり臨時会議での一般質問は認めないこととしますが、緊急性がある場合には議長、緊急質問ができますので、その範囲で議長の判断で認めるという形になります。

次のページに行きまして、呼称でございます。

定例会、臨時会という区分ではなくなりますので、それぞれ〇月定例会議、〇月臨時会議という呼称いたします。

初回の招集、一般選挙後、初回の招集の会議につきましては招集会議といたします。

最後、休会中の視察や私事不在に関するルールでございますが、定例会議と定例会議の間も会期中ですので、休会中の視察等につきましては特に今回はルールは設けないという結論となりました。

次の資料にいきまして、運営でございますけれども、招集の回数及び会期ですが、招集する回数

は1回、会期は招集から翌年の4月30日までとします。

会議の回数及び時期ですが、定例会議は年4回開催します。6月、9月につきましては第1金曜日、11月、2月の最終金曜日をそれぞれ初日といたします。一般選挙のある年においては、5月に招集会議を開催します。一般選挙のある年の2年後につきましても5月に臨時会議を開催します。これらの会議については、その前の年度に執行部と調整をしまして、卒業式の日程とかを勘案して、1年間の会期日程の原案を作成したいと考えております。このほか、議会側または執行部側の都合によって適時臨時会議を開催いたします。

招集の時期ですが、一般選挙のある年及び2年後につきましても、招集会議または臨時会議を開催する日、5月ですね、に招集いたします。その他の年につきましては、6月定例会議の初日に招集するものとしますが、5月1日以降、6月定例会議前に臨時会議を開催する必要がある場合には、そのときに招集することといたします。

議会運営委員会及び議案の提出につきまして、通常の場合は定例会議、臨時会議については7日前に議会運営委員会を開催し、議案につきましても当該議会運営委員会に間に合うよう調整いたします。緊急の場合ですが、議会案件を主とする臨時会議につきましては、議会から総務課を通じまして三役等の日程調整を行い、開催日を決定します。議会運営委員会は、臨時会議の開催日の3日前に開催することを基本としますが、日程の都合を踏まえ、臨機に決定したいと考えております。併せて提出する市長提案の議案がある場合には、当該議会運営委員会に間に合うよう調整することを基本といたします。

イといたしまして、執行部案件を主とする臨時会議でございますが、執行部から事務局を通じて

日程調整を行い、開催日を決定します。開催日が決まり次第、事務局からサイボウズで周知させていただきます。議会運営委員会の開催日につきましては、臨時会議の開催日の3日前を基本として執行部と準備を進め調整をさせていただきます。市長提案の議案につきましては、議会運営委員会に間に合うよう調整するものとしませんが、緊急事態のため議案の調整が間に合わない場合には、議案番号、件名、それから議案の概要をまとめた資料を議会運営委員会に提出するものとし、遅くとも臨時会議の当日までには議案を調整し、提出するものとし、

その他でございますが、市長は、議会の議決を要する事態が発生した場合は、通年議会導入の趣旨を踏まえ、緊急会議の活用によりタイムリーな行政運営に努めるものとし、議会側は、執行部において緊急に議会の議決を要することとなった場合は、通年議会導入の趣旨を踏まえ、臨時会議の早期開催に努めるものとし、

ここに定めのない事項が生じた場合、運用に不都合が生じた場合は、議会と執行部で対応を協議するものとし、

以上が運用になります。

続きまして、例規等の改正でございますけれども、こちらを御覧ください。

対象となる例規等が幾つかございまして、まずは議会報告会実施要綱でございますが、こちらは定例会という表記がございますので、こちらを定例会議に改めるものです。

次のページにいきまして、議会の定例会の回数を定める条例でございますが、現在、定例会の回数年4回となっておりますが、こちらを年1回といたします。

続きまして、招集時期ですが、3月、6月、9月、12月となっているものを毎年5月というふう

に改めるものでございます。

続きまして、会議規則の改正でございますが、15条は一事不再議の件でございます。先ほども御説明しました件につきまして、ただし書として、会議期間を異にする場合と議長が認める場合はこの限りでないということで一事不再議の例外といたします。

発言の取消し、訂正につきましても、先ほど御説明したところですが、65条のところでは会期中ですと1年間になってしまうので、その部分につきましては、招集会議、定例会議、または臨時会議を終了するまでと改めるものでございます。

次のページに行きまして、議会だより編集規程でございますが、定例会ごとにとあるものを定例会議ごとにとというふうに修正するものです。

次ですが、議長選挙、副議長選挙の実施要綱でございますけれども、3項の修正になりまして、まず2項につきましては、招集日の漢字を改めるものです。3項、会期中にということですので休会中も含めてずっと会期中になってしまいますので、定例会議であれば定例会議の会議中にということで、そちら3項の修正をいたします。併せて、4項でそれ以外の場合につきましては事務局長が提出期限を指定するという文言を加えるものでございます。

次に行きまして、先例事例集の改正でございます。

呼称につきましては、何月定例会議、臨時会議、招集会議とするものです。2項につきましては、一般選挙後、議会構成のための初議会のところを招集会議と改めます。18項ですが、会期日程が変わるものを会議日程が変わるものに。25項のところですが、定例会議ごとに招集告示日がございますので、議会運営委員会の終了後ということで表現を改めるものです。33のところにつき

ましては、招集会議の初めに選挙を行うというものでございます。辞職、議長、副議長の辞職の場合ですが、定例会議等の期間中であるときには直ちに、それ以外のときには速やかに会議を開いて選挙を行うとするものです。44でございますが、こちらは定例会を定例会議と改めるものです。46の項ですが、こちら3月の定例会を定例会議に改めるというものでございます。49のところですが、こちらやはり定例会の表現がございまして、定例会議に改めるものです。59のところも同様になります。77のところにつきましても、会期日程を会議日程というふうに改めるものです。

85のところにつきましては、定例会議中の常任委員会の開催通知につきましてということで表現を改めるものです。

102の項でございますけれども、招集告示日が年に1回しかありませんので、定例会議で7日というふうに改めるものでございます。

続きまして、103のところにつきましては、こちらにつきましては、今まで包括的な継続審査を認めていたということでございまして、今後通年議会を導入することによってこのような運用が不要になることから、(3)の項につきましては削除させていただくものです。

112のところでございますが、請願、陳情ですね、議運の3日前までに受理したものを、会期中ということではなくて、定例会議中に付託し、審査をするというものでございます。

最後、124のところでございますが、定例会開催月というところにつきまして、具体的に3月、6月、9月、12月議会というふうに改めるものでございます。

それから、最後、市長の専決処分事項の指定についてということでございます。

現在は、地方自治法180条の規定により、右側

の(1)から(3)までの3件を指定してございますが、こちらに(4)から(10)まで7件を追加するものでございます。

4号につきましては、会計年度末における条例改正、いわゆる地方税法の改正等に伴う税条例の改正、こういったものについて専決処分での対応を認めますというものです。

5号につきましては、応訴事件に係る控訴等ということで、訴えられた場合についての控訴とその対応になります。

6号ですが、支払督促を市がした場合に、督促異議の申立てがありますと訴訟に移行するという民事訴訟法の規定がございまして、その場合には訴えの提起に関して議決を得る時間的余裕がないということでございまして、こちらについて専決処分を認めるというものでございます。

7号につきましては、解散選挙があった場合の選挙費です。急に衆議院が開催になった場合等を想定してございます。

8号ですが、災害、突発的な事故等により歳入歳出予算の補正をすることでございます。ただ、全て認めるということではなくて、ただし書といたしまして、応急的に必要となる維持補修工事、自然その他の災害対応であって緊急に行う必要があるものに係る最低限の補正に限るとしております。

9号でございますが、感染症の拡大防止等に伴う歳入歳出予算の補正をすること。こちら、同様にただし書といたしまして、応急的に必要となる感染症蔓延防止、支援、その他の感染症対応であって緊急に行う必要があるものに係る最低限の補正に限るとするものです。

最後、10号ですが、土地改良法の規定により応急工事計画を定めること。こちら、ただし書といたしまして、急速に行う必要がある災害復旧工事の実施に係る応急工事計画の策定に限るとする

ものでございます。

こちら、例規等の改正につきましては、今月の全員協議会に報告をさせていただいて、その後、1月、今月の28日に臨時会の開催を予定しております。その中で、先ほどの条例1件、定例会の回数を4回から1回に改めるもの、それから会議規則の改正、そして専決処分の指定、こちらの3件につきましては本会議の中で御決定をいただくという段取りを想定してございます。28日の臨時議会に係る議会運営委員会につきましては、その2日前、26日に開催するスケジュールで考えておりますので、御予定のほどお願いできればと思います。

説明につきましては以上です。

○相馬委員長 説明が終わりました。

質疑はございますか。ございませんか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 なければ、委員の皆様から御意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようでございますので、それでは、通年議会導入に係る日程についてでございますが、今事務局から説明がありましたとおり、28日、今月28日に臨時議会によって、臨時議会を開催して決定するというところで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取扱います。

さらに、今、臨時議会に係る議会運営委員会を26日ということの説明がございましたので、26日の午前10時から開催ということで日程は、午前中で大丈夫ですか。では、26日の午前10時から議会運営委員会を開催することといたします。

以上で、(1)については終了となります。

ここで、通年議会については以上で終了となり

ますので、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時21分

○相馬委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

(2)代表質問・一般質問のあり方についてでございます。

9月、12月議会と質問を、質問と答弁、トータル時間制ということで行ってまいりました。これについては、先日の議会モニターさんなどからもいいとか、よい意見が多かったと思います。今後も、この時間制を今後も継続していくかどうかについて、皆様の御意見をいただいた上で決定したいと思います。委員の皆様から御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

中里委員。

○中里委員 代表質問、一般質問の在り方ということで、今60分ということでやっております。先日、私も広聴広報委員の委員の引継ぎとして議会の方々から直接今の代表質問と一般質問の行い方について直接伺ったところ、評判は大変よかったです。やはり、時間がきっちりしているので、誰彼が、誰がこの時間ということが分かりやすいし、いろんな、長々とならないのでとても見やすいというふうな意見をいただいたので、このまま続けていけたらいいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○相馬委員長 ありがとうございます。継続して時間制を導入していくという御意見だと思います。

ほかに御意見ございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 これ、あれですよ、代表質問、一般質問の在り方についてということで、時間制だけに限ったことではなくてもいいんですか。

○相馬委員長 本日、今まで暫定的に9月、12月、時間制限性を導入したというところですが、時間制についての、要は規約の変更をせずにやっているというところがございまして、今後このような同じスタイルでいくということであれば、規約を変更するために時間制について決めたいなというところがございます。

○鈴木委員 そのことだけに、ほかについてもちょっと。

○相馬委員長 では、その他でそれは。

○鈴木委員 そのことについては、今言ったとおりで、そのほうが市民にとって分かりやすいと思いますので、いいと思います。

○相馬委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。

田村委員。

○田村委員 当然、今回、今回というか時間制の運用というのはコロナ禍における対応ということで始めたんだと思うんですけども、当然3月は終息もしていませんのでそういう運用のままでいいかと思いますが、それ以降に関しては、終息したときにはそのままそれを継承するのではなくて、そのときにはまたもう一回考えるような場面があってしかるべきだなというふうに思いますというのが一つと、あとモニターさんに評判がいいという話がありますけれども、モニターさん、この今の運用方法の状況しか知らないというか見ていないわけですから選択肢としてないわけなんで、それモニターさんの要望だからということではないかなという感じがいたしました。

以上です。

○相馬委員長 御意見としては、3月議会は12月と

同様で、それ以降については再度検討する、したほうがいいという。

○田村委員 それ以降というよりも、終息した、だから将来の話になっちゃいますけれども、ちょっと後ずっとそのまま継続ということを決めるのはどうなのかなという気がいたしました。

3月の話ですか。

○相馬委員長 これからの話でよろしいかと。9月、12月は規約を変更せずに暫定措置として取り扱ってきたんで、今後、一旦時間制の導入ということで関係する規約を変更して進めていったほうがいいかなというふうなところでこういった議題を出させていただいているところですので。

○田村委員 今後というのは、3月に関わらずという意味ですか。

○相馬委員長 そうですね。

○田村委員 だから、将来的というか、終息したときには当然見直し。

○相馬委員長 見直しも考えられればということですね。

はい、眞壁委員。

○眞壁委員 意見として。

○相馬委員長 そうですね、意見も伺っているところですから、お願いします。

○眞壁委員 今まで、私はずっと那須塩原市議会になってずっとやってきたわけなんですけれども、この時間制に関しては非常に私はよかったなというイメージがすごくあります。特に、やっぱりタイムスケジュールが決まっているというのが、傍聴している人とかそういう方にも分かりやすい、発信もしやすいところもあるかな。もう一つが、やはりコンパクトに執行部も質問者もやれるようになったのかなというイメージがよかったんで、私は、そういう意味で時間制を導入するのがいいかなと思います。

以上。

○相馬委員長 ありがとうございます。

玉野委員はいかがでしょう。

○玉野委員 時間的には2回ほどやりましたけれども、聞きやすいし、質問もまた慣れてくると思うんです、よりね。質問をコンパクトというか分かりやすく、返答ももちろんそういうのがあると思うんですけれども。ですから、まだ、これいい方向に向いていて、いいと思うんです。よりそれを明確にするためには、もう少し継続したほうがいいと思います。もっといいことが出てくると思います。

以上です。

○相馬委員長 ありがとうございます。

○鈴木委員 もう一点いいですか。

○相馬委員長 では、鈴木委員。

○鈴木委員 私ら、眞壁委員と同じ、ほとんど同じなんですけれども、3期やっていて、印象ですよ、誰とかではなくて、やっぱりあれにポイントが絞られていない質問になっていたり、しかも相手が、執行部が、こっちが制限ないと答弁も何か。質問者の力量にもよるんでしょうけれども、時間が決められた中できちんと引き出すということをしたほうが内容は、議員もそうですし、市民も分かりやすいと思うので。議員の権限をつぼめる、わざわざ小さくするようなことは今まではしたくなかったので、今までの会議の中では今までのやり方がいいだろうとずっと言ってきたんで、その会議に私もずっと出ていたんで、そういう考えで来たんですけれども、今回のような、テレビ番組みたいな考えもあるなというのも十分承知していて、今回、コロナ禍の中でそっちへ踏み切ったわけですから、メリットのほうがずっと多い、質問の内容も無駄に長くやらなくて、コンパクトというものが出ていましたけれども、なので、そちら

の意向で進めたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○相馬委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございませんか。

この辺、大方の意見が、今暫定措置として取り扱ってきた2回の、9月、12月議会の時間制限制について、これを暫定ではなく、取りあえずこれが標準スタイルとして今後取り扱うために関係規約のほうを変更していったというふうに思っているところなんです、そういうところで御理解いただけますか。

○田村委員 別にいいんですけども。だから、当面というか、そうした場合には、基本3月以降もそういうスタイルをとるのが前提になるわけですね。

○相馬委員長 そうですね。それが標準スタイルになる。そういうことで御理解。

では、今後の代表質問、それから一般質問についてはトータル時間制を導入していくということで決定させていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 では、そのように取扱いをしたいと思います。よろしくお願いたします。

以上で、(2)については終了といたします。

続いて、(3)その他に入ります。

①3月定例会の議場コンサートの開催是非について

②一般質問のネット視聴数について

③議会だより臨時号の発行について

—————◇—————

◎閉会の宣告

○相馬委員長 以上をもちまして、本日の議会運営
委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時30分